

-第三次甲州市行政改革大綱-

甲州市行政改革推進プログラム



山梨県 甲州市

平成27年 5月

目次

はじめに

Ⅰ 甲州市の人口及び財政状況と職員の定員管理	
1. 甲州市の人口状況	1
2. 甲州市の財政状況	3
3. 職員の定員管理	11
Ⅱ これまでの行政改革の取組	
1. 総合計画と、これまでの行政改革の取組	12
2. 第二次行政改革大綱の取組	13
Ⅲ 行政改革の基本方針	
1. 基本方針	14
2. 協働・成果・効率・安心とは	
(1) 協働(市民協働の推進)	14
(2) 成果(職員のスキルアップ)	15
(3) 効率(業務改善)	15
(4) 安心(健全財政の維持)	16
Ⅳ 改革の進め方	
1. 推進体制と取組の姿勢	17
2. 計画期間	19
3. 実施計画の策定	19
Ⅴ 行政改革の内容	
1. 協働	20
(1) 市民と市政との情報の共有化	20
① 電子化・情報化の推進	
② 情報の共有化	
(2) 市民と行政の協働に基づく行政サービスの充実	20
① 協働に関する指針に沿った推進	
② 市民提案型協働のまちづくり事業の推進	
③ 行財政改革貢献型市民提案制度の創設	
④ 広聴・広報活動の充実	
(3) 男女共同参画の推進	21
① 「フルーティー夢プラン」に沿った推進	21
(4) 良好な生活環境・安らぎのある景観の整備	21
① 良好な環境・景観等の保持の取組	
(5) 甲州市の魅力をもとに全国にPRする取り組みの促進	21
① 地域力の向上	
② 甲州市の魅力や特性のPRの促進	
③ インターネットを活用した地域情報発信	
2. 成果	
(1) 組織・機構の見直し	23
① 時代に即応した組織体制の整備	
② 定員管理・給与体系の適正化	
(2) 職員の資質向上	23
① 職員全体のレベルアップ	

② 幅広い行政能力・専門知識の習得	
③ 意欲を持ち、市民に信頼される職員の育成	
④ 人材育成の推進	
(3)人事評価制度の確立	24
① 人事評価制度の取組の推進	
3. 効率	
(1)市役所窓口における接遇等のさらなる向上	25
① わかりやすく、早く、やさしい窓口対応の推進	
(2)指定管理者制度、民間委託等の推進	25
① 指定管理者制度の活用	
② 民間委託等の推進	
(3)事務事業の見直し	25
① 事務事業評価シートによる業務改善	
4. 安心	
(1)公共施設マネジメントの推進	27
① 公共施設マネジメントの推進	
(2)新しい財源の検討	27
① 新しい財源の検討	
(3)適正な債権管理の推進	27
① 各種税金の収納率の維持および向上	
② 未収金の解消	
(4)外郭団体等の見直し	28
① 社会福祉協議会の経営の見直し	
② 外郭団体(社会福祉協議会等)への職員派遣の見直し	
③ 土地開発公社の廃止	
(5)経費節減等による健全な財政運営	28
① 財政の効率化・健全化	
② 経常経費の節減	
③ 補助金及び負担金の見直し	
(6)特別会計等の経営健全化	28
① 効率的運営と透明性の確保	
② 水道事業	
③ 下水道事業	
④ 病院事業	
⑤ ぶどうの丘事業	
⑥ 国民健康保険事業	
⑦ 介護保険事業	
⑧ 訪問看護事業	

はじめに

本市では、これまで平成 18 年 8 月に集中改革プラン、同年 11 月には、第 1 次行政改革大綱（計画期間平成 18 年度から平成 22 年度）を策定し、「協働・成果・効率を重視した市民の視点による甲州市政の推進」を基本理念に行政サービスの抜本的見直しや市民・ボランティア団体との協働、簡素・効率的な行財政システムの構築を目指して改革を進めました。その結果、特に職員の定員管理などを中心に改革に取り組み、財政的に大きな効果が得られました。



平成 23 年 3 月には、第二次行政改革大綱（計画期間平成 23 年度から平成 26 年度）を策定し、第一次の基本理念に「安心」を加え、「協働・成果・効率・安心を重視した市民の視点による、夢と希望をもち、安心して住み続ける甲州市政の推進」とし、市民の誰もが、将来に夢と希望をもち、安心して住み続けることができる甲州市づくりをすすめることとし、取り組んでまいりました。

このような取組を継続的に行ってまいりましたが、その間にも、少子高齢化や人口の減少の進行があり、さらに、地方分権の進展に伴い、幅広い分野で国・県から市町村への権限委譲の進展がありました。また、住民の価値観の多様化による行政ニーズの複雑化など、本市が置かれた状況は、大きな変化の中にあります。また、平成 17 年 11 月 1 日に誕生した甲州市も平成 27 年には 10 周年の節目を迎え、今後は、合併支援の特例措置が段階的に削減され、平成 33 年度までには、概算で現在の予算から 6 億 1 千万円程度が減収となる予測を行っています。

このようななか、第三次行政改革大綱については、この 6 億 1 千万円について、削減を行う必要があり、今回の大綱および推進プログラムでは、財政面での努力を基本に、各項目の設定を行いました。

今後は、平成 33 年度までを計画期間とする第三次行政改革大綱および行政改革推進プログラムに基づき、全職員が一丸となって、普通交付税の縮減をみずえるなか、歩みをとめることなく改革の強力な推進を行ってまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

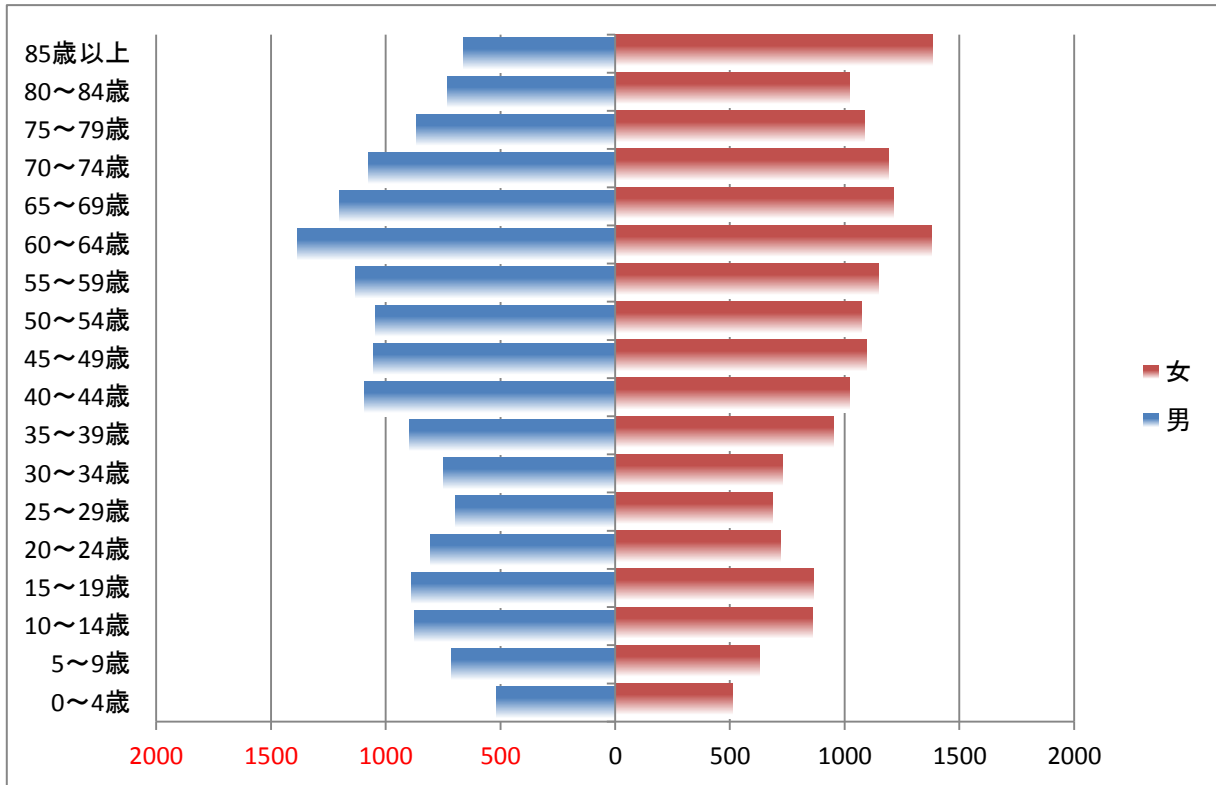
結びに、本大綱を策定するにあたり、それぞれの見地から活発なご審議をいただきました第 5 期目となる、「行政改革推進員」の皆様並びに関係各位に厚くお礼申しあげます。

甲州市行政改革推進本部 本部長

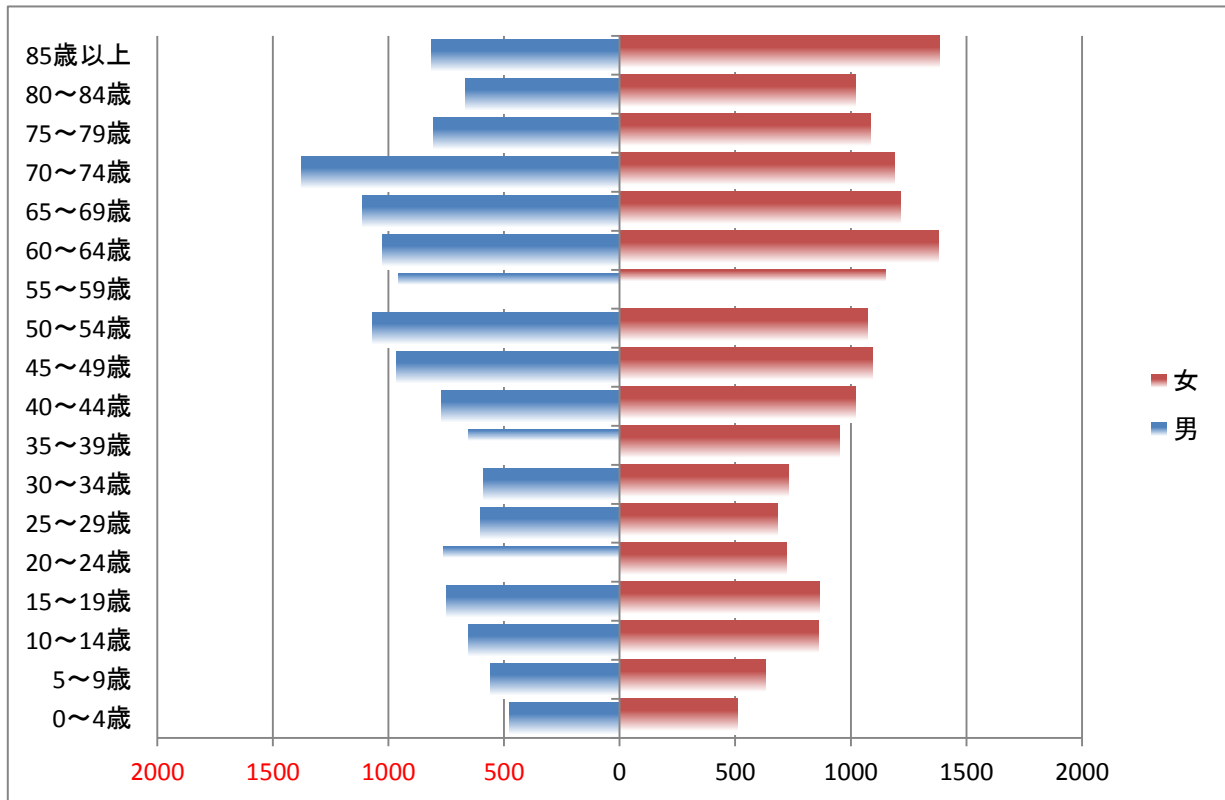
甲州市長 田辺 篤

I 甲州市の人口及び財政状況

1. 甲州市の人口状況

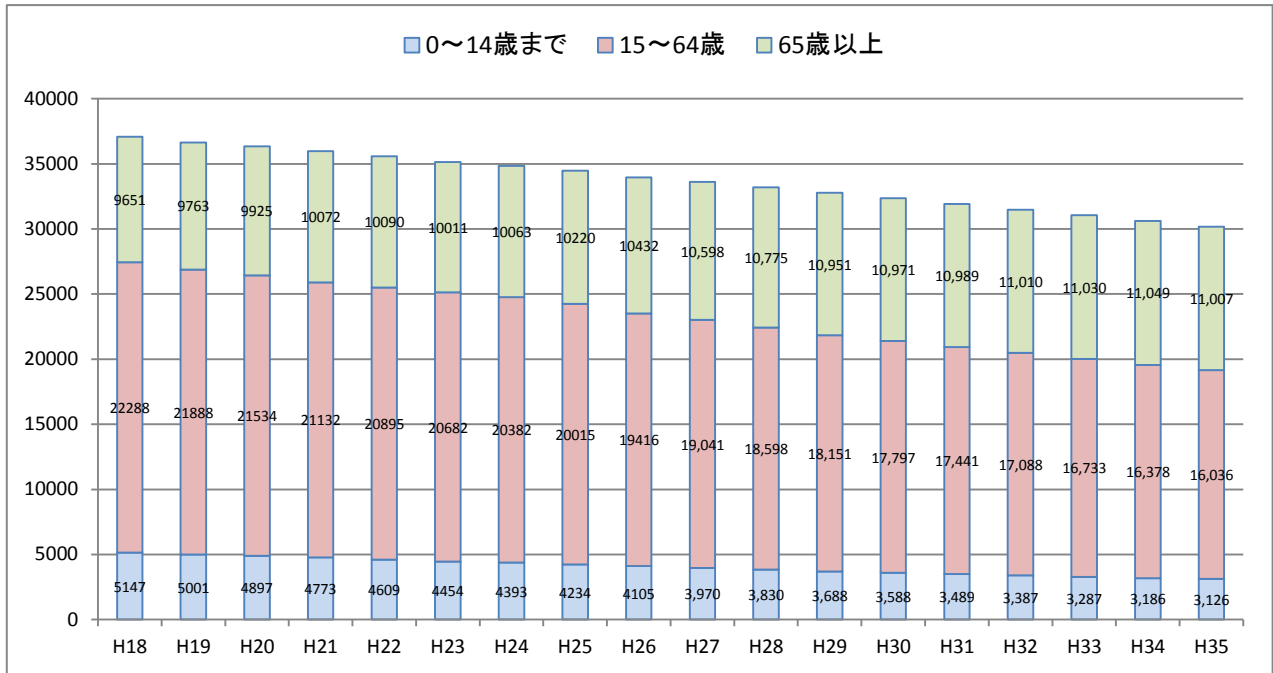


平成 26 年 4 月 1 日現在 (住民基本台帳から)



平成 34 年 4 月 1 日 (総合計画見直し策定時人口推計から)

甲州市人口三階層区分の推計

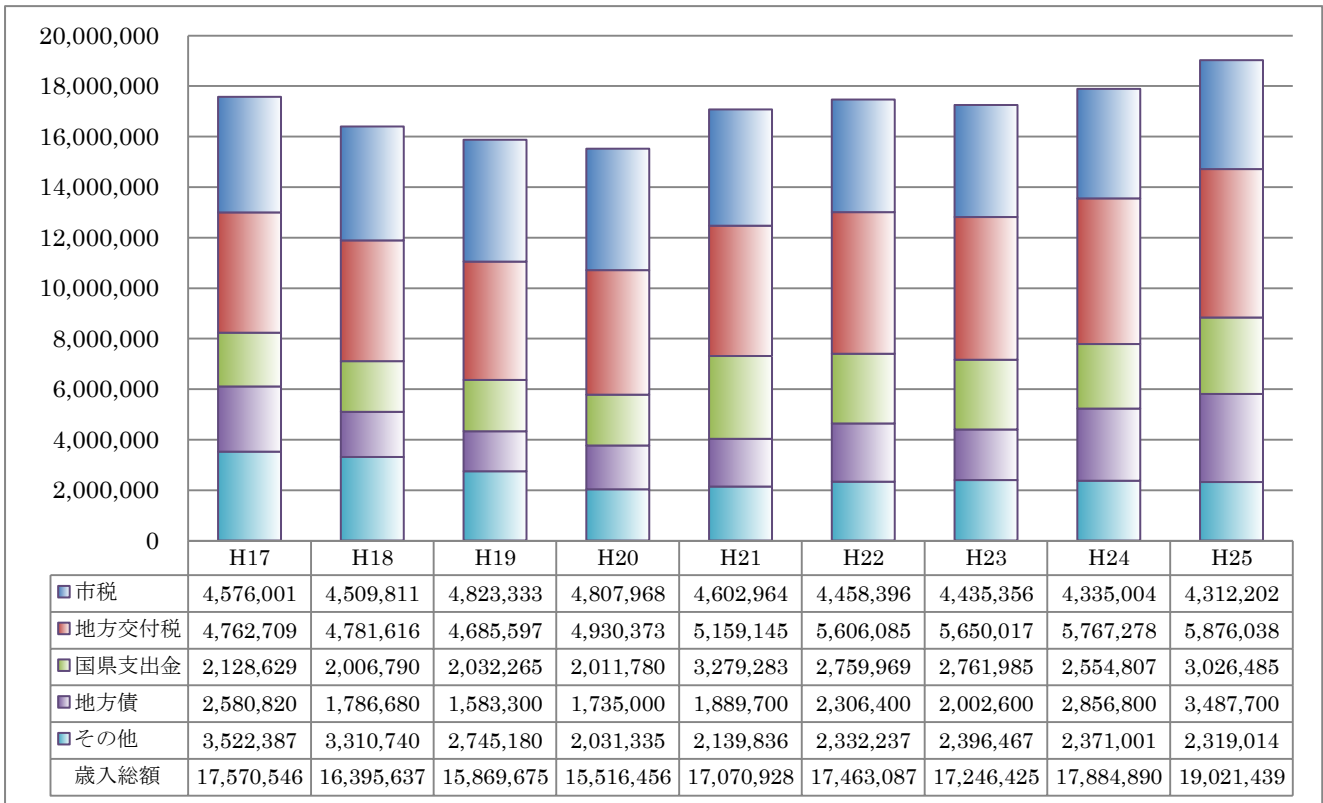


甲州市の人口について、総合計画見直し時に行ったコーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）に基づく人口推計によれば、年少人口（14歳以下）については、第三次行政改革大綱の計画開始年度である平成27年度には、3,970人であり計画最終年度の平成33年度には、3,287人と予測され、**683人の減少**、生産年齢人口（15歳から64歳）では、平成27年度には19,041人から、平成33年度には、16,733人で**2,308人の減少**、一方、老年人口（65歳以上）は、平成27年度の10,598人から平成33年度は11,030人と**432人の増加**が予測され、一層の少子高齢化の進行が懸念されます。全人口では、平成27年度に33,609人、平成33年度には31,050人で全体では**2,559人の減少**と予測されます。

2. 財政状況

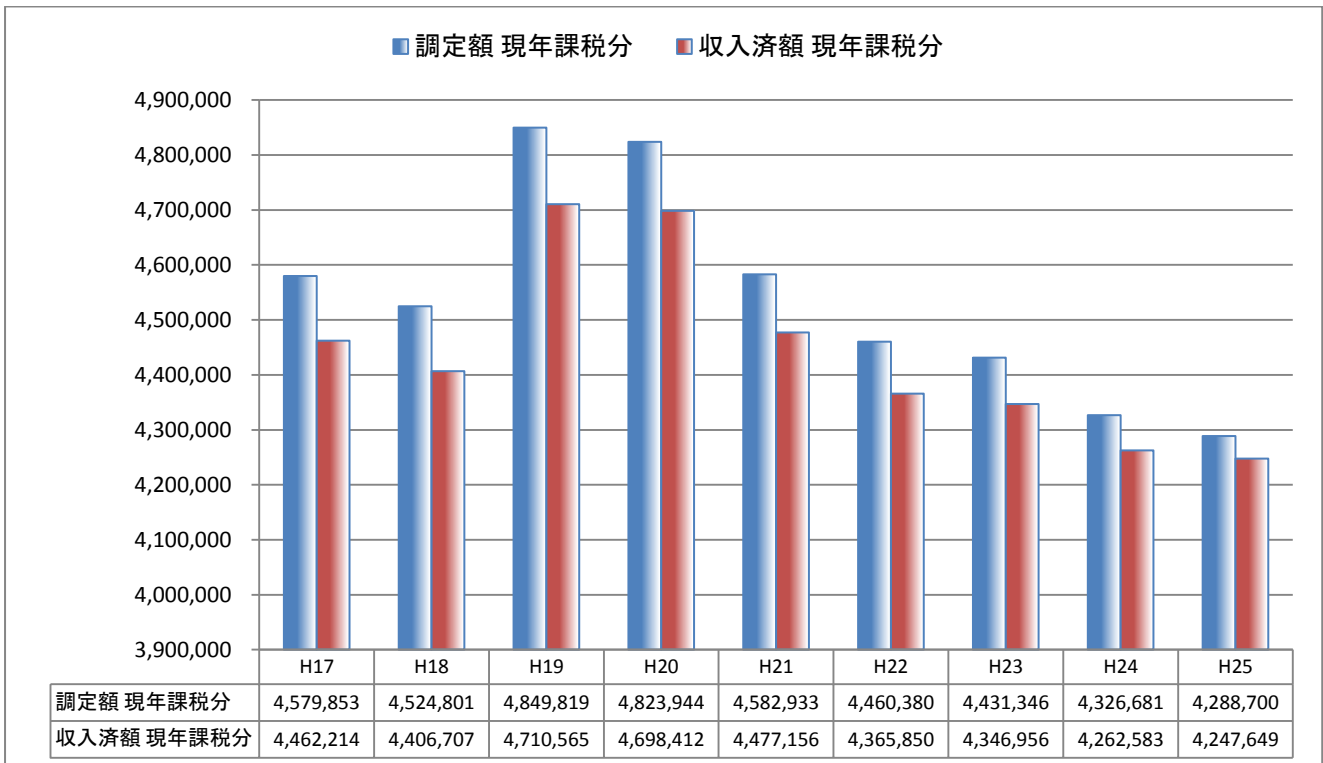
● 普通会計歳入の状況

単位：千円

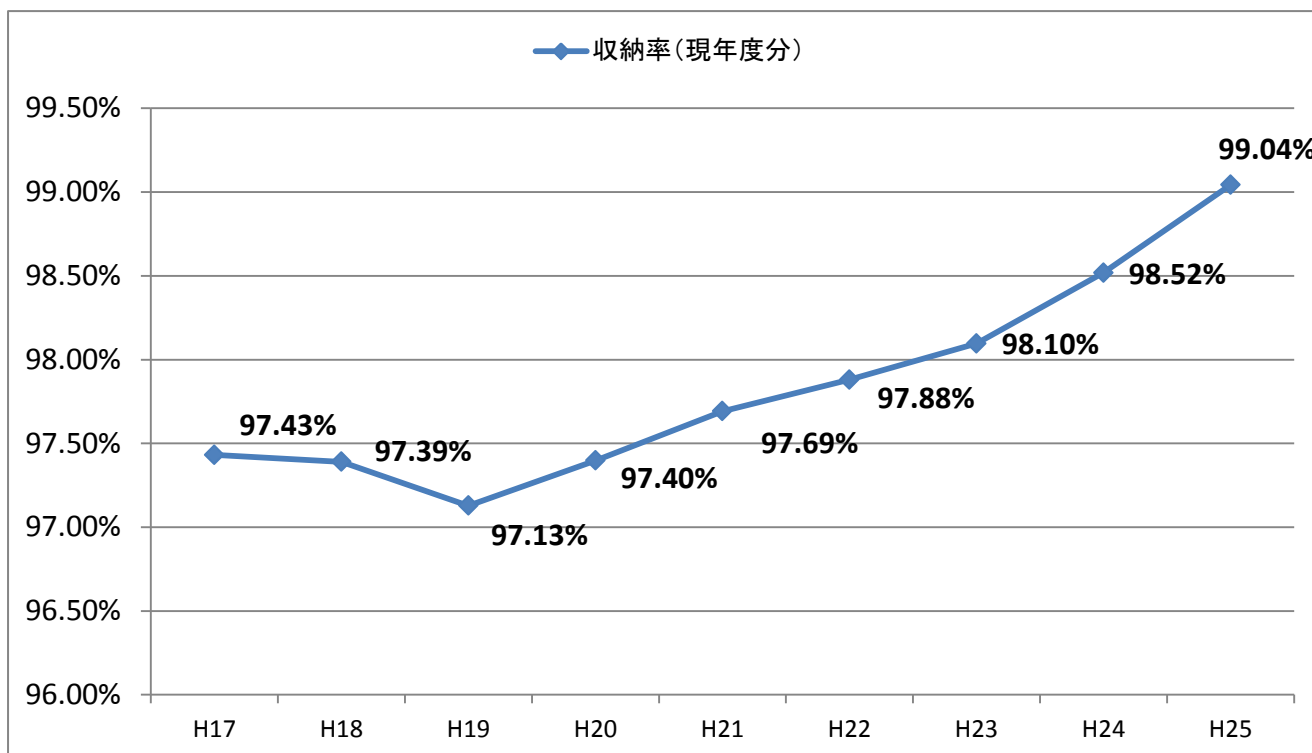


● 市税収入の状況

単位：千円



●市税収納率



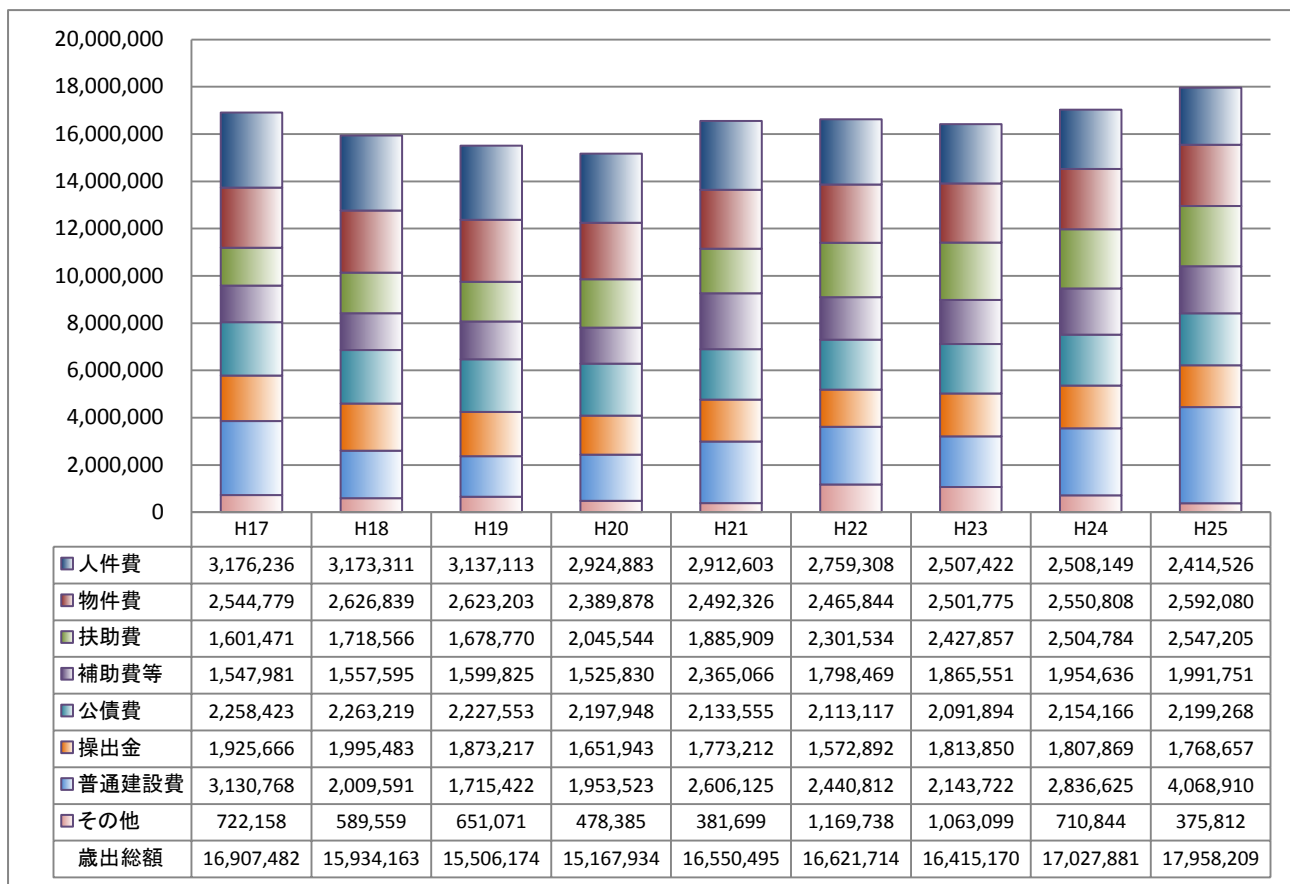
自主財源の乏しい本市では、行政運営にあたり地方交付税に依存するところが大きく、市税と並び、住民サービスに与える影響が非常に大きい歳入となっています。

普通交付税につきましては、市町村合併に伴う特例の財政措置として、合併後10年間(18年度から27年度)は、合併しなかった場合と同様に算定(合併算定替)した普通交付税額を下回らないよう保障されています。その後の5年間(28年度から32年度)は段階的に縮減する激変緩和措置が適用されるものの、26年度普通交付税算定額から推計すると、33年度から6億1千万円程度が減少する見込みです。

市内には、企業や事務所が少なく、第1次産業の構成比が高いことから、市税収入のほとんどを個人市民税と固定資産税に依存しています。市税収納率は、年々改善されているものの、景気が緩やかに回復しているとはいえ、市税収入にはなかなか反映されてこないのが現状であります。

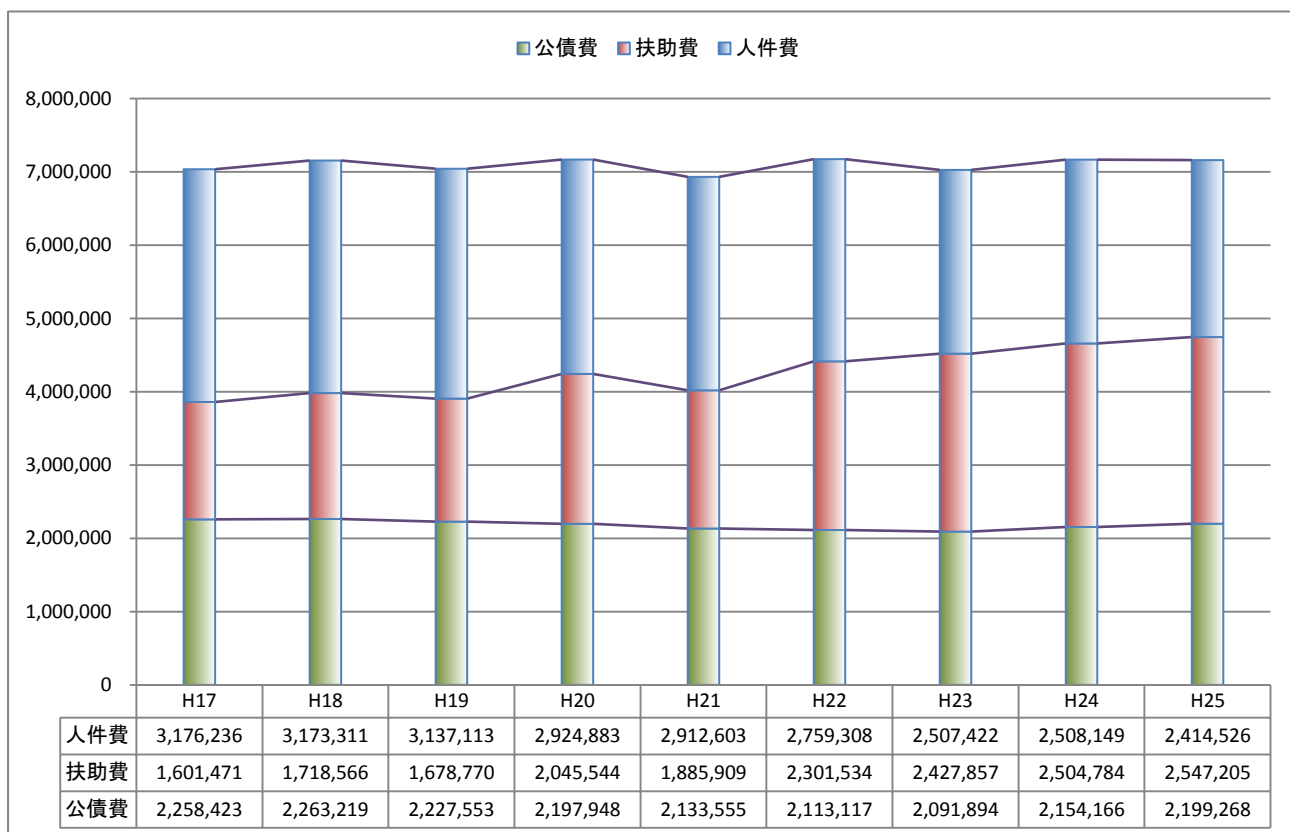
●普通会計歳出の状況

単位：千円



●義務的経費

単位：千円



人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費が、歳出総額に占める割合が低いほど財政構造の弾力性が確保されていることとなります。

平成25年度における義務的経費の決算額は約71億6100万円で、前年度決算と比較しますと約600万円、0.1%の減となりましたが、歳出総額の39.9%を占めるなど、以前として高い水準にあります。

人件費は、定員管理に基づく採用抑制や人事院勧告に基づく職員給与の減等により、減少傾向にあります。

扶助費は、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の拡充や、医療費扶助の増加などの要因によって毎年度累増し、特に平成20年度以降は、急増しています。

また、厳しい社会経済情勢を反映して、増加する生活困窮者への生活保護扶助費の増などにより、今後も増加傾向にあるといえ、国、地方の財政を逼迫させている大きな要因となっています。

※人件費：職員の給与や退職金等に要する経費のこと。

物件費：委託料、賃金、旅費、役務費等を総括する用語であり、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費を総称している。賃金（人件費に計上されないもの）、出張旅費、備品購入費（事務用品等）、委託料、使用料などがこれに該当し、主に人件費に対応した言葉として使われる。

扶助費：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。

補助費等：様々な団体への補助金、負担金、報償費、寄附金。

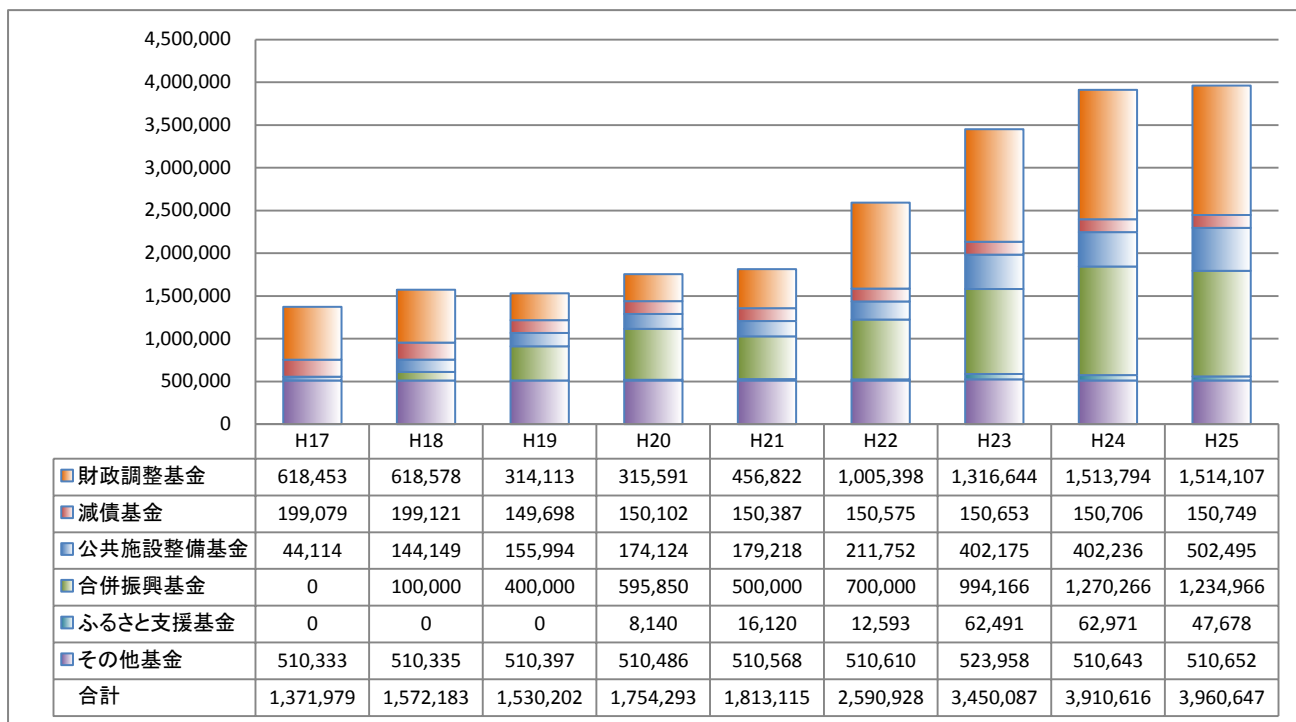
公債費：地方公共団体が借り入れた地方債や一時借入金の元利償還金など。

繰出金：他会計、基金への繰出に要する経費。

普通建設費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際に、必要な経費のすべてをいう。

●基金残高の状況

単位：千円



財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金による基金現在高は、市税や地方交付税などの減少による財源不足の調整による取り崩しや、建設事業の財源補てんのための取り崩しにより、平成17年度まで毎年度減少し、17年度末現在高は、14年度末現在高の3分の1程度の約13億7000万円と減少していました。

20年度以降、25年度までの6ヵ年度連続で財政調整基金の取り崩しによる財源補てんを行わず、更に、21年度から24年度の4年間で約11億9,800万円の積み立てを行ったことから、財政調整基金、減債基金の現在高は増加傾向にあります。25年度は、雪害対策予算編成のため、積み立てが行えませんでした。

※財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金。

減債基金：自治体の「積立金」の一種で、本来は将来の借金返済に充てるため計画的に使われる。

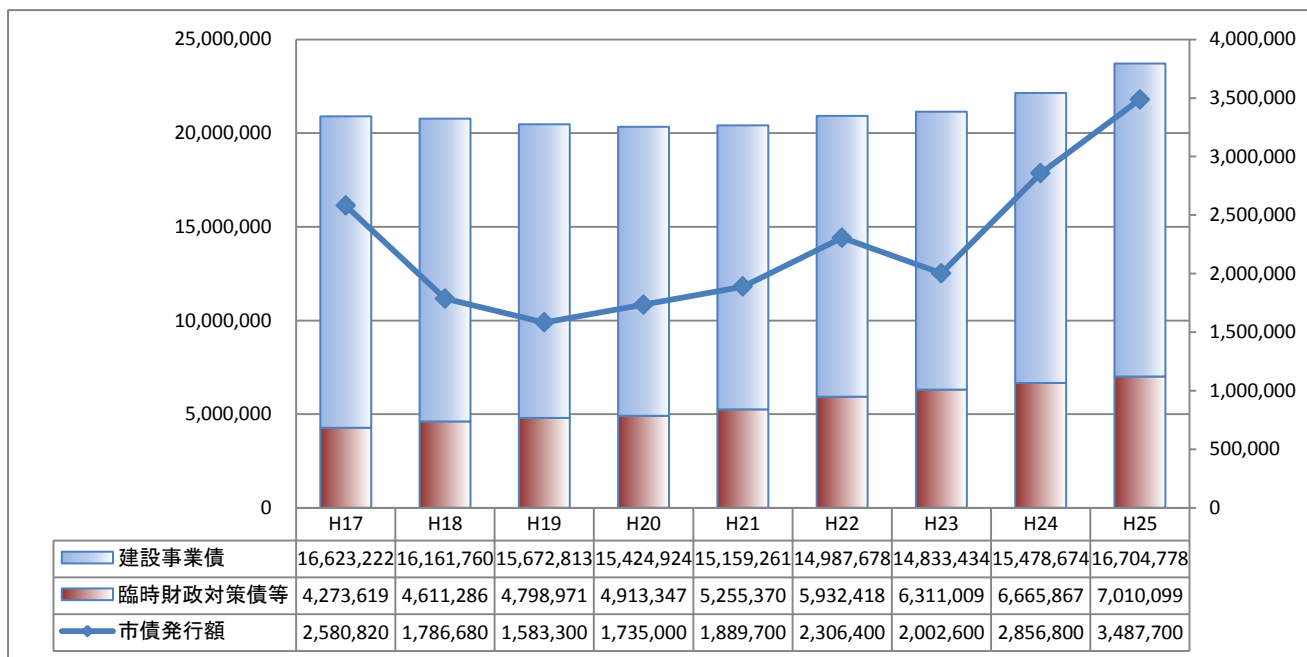
公共施設整備基金：公共施設等の整備を図るために積み立てられる基金。図書館、公民館、学校、道路、公園などの公共施設（社会福祉施設を除く）、地区会館などの公共的施設の整備（文化施設の建設を除く）に活用する。

合併振興基金：市町村合併に伴い、必要となる住民の連帯の強化や地域振興のために活用する。

ふるさと支援基金：甲州市ふるさと寄附条例に基づき寄附された寄附金について条例に定めた事業に対して活用する。

●市債残高

単位：千円



※臨時財政対策債等：減税補填債、臨時財政対策債などの合計額

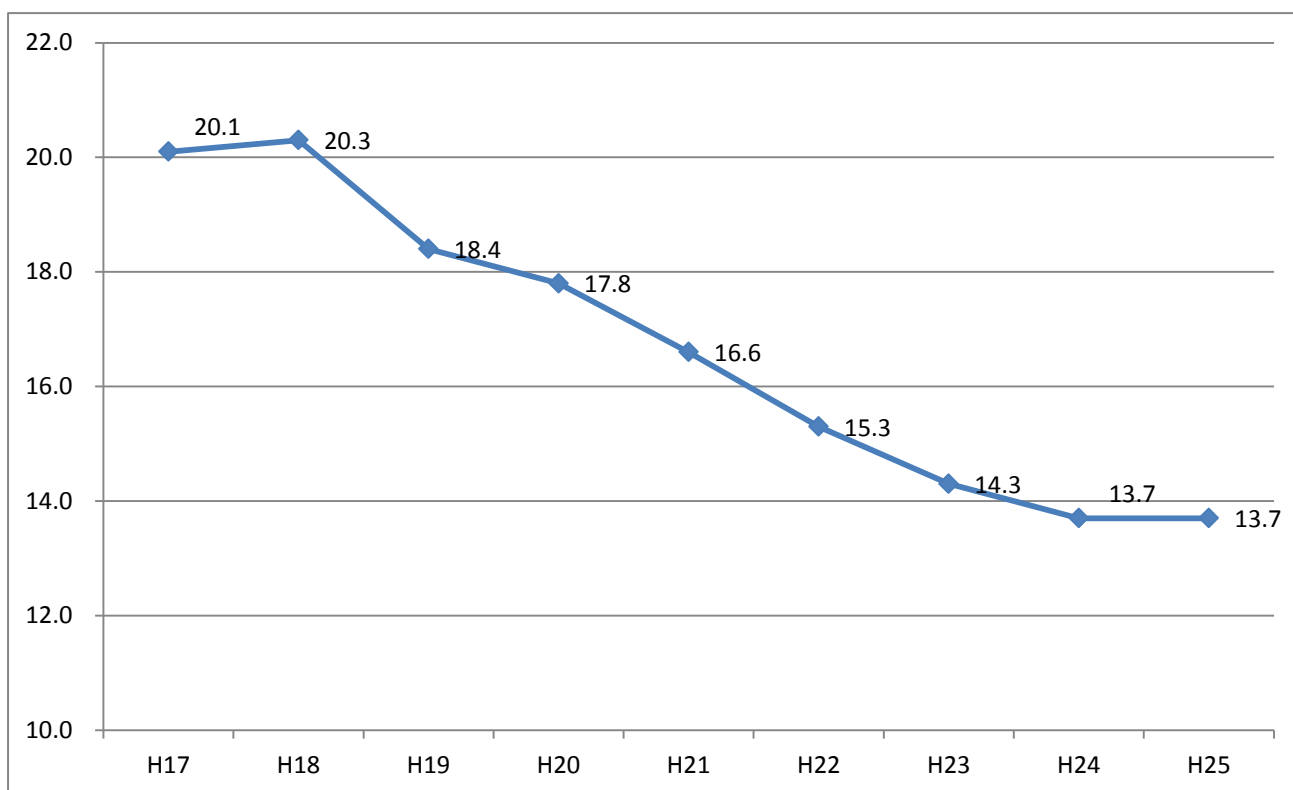
市債現在高は、平成17年度までは、普通建設事業の財源として借り入れた建設事業債や、国の施策により普通交付税の振替措置で借り入れた臨時財政対策費などの増加により、元金償還額を上回る市債の借入れが続いたことから累増していました。

その後は、18年度に策定した公債費負担適正化計画と、19年度に策定した公的資金補償金免除繰上償還による財政健全化計画に基づき、建設事業債の借入抑制に努めてきたことから、減少傾向にありましたが、21年度以降、臨時財政対策債発行額が急増していることから、近年では年々増加しています。

今後においても、計画されている事業の実施や臨時財政対策債の発行により、さらに増加する見込みです。

臨時財政対策債：普通交付税の振替措置として地方公共団体に発行が認められた地方債。その元利償還金については、地方交付税の算定上、全額が、措置されるため実質的な負担は生じない。

●実質公債費比率の推移



実質公債費比率は、財政健全化法の施行に先駆けて、平成18年度に地方債の発行が許可制度から同意制度へ移行されたことにより、17年度決算から導入された財政指標です。

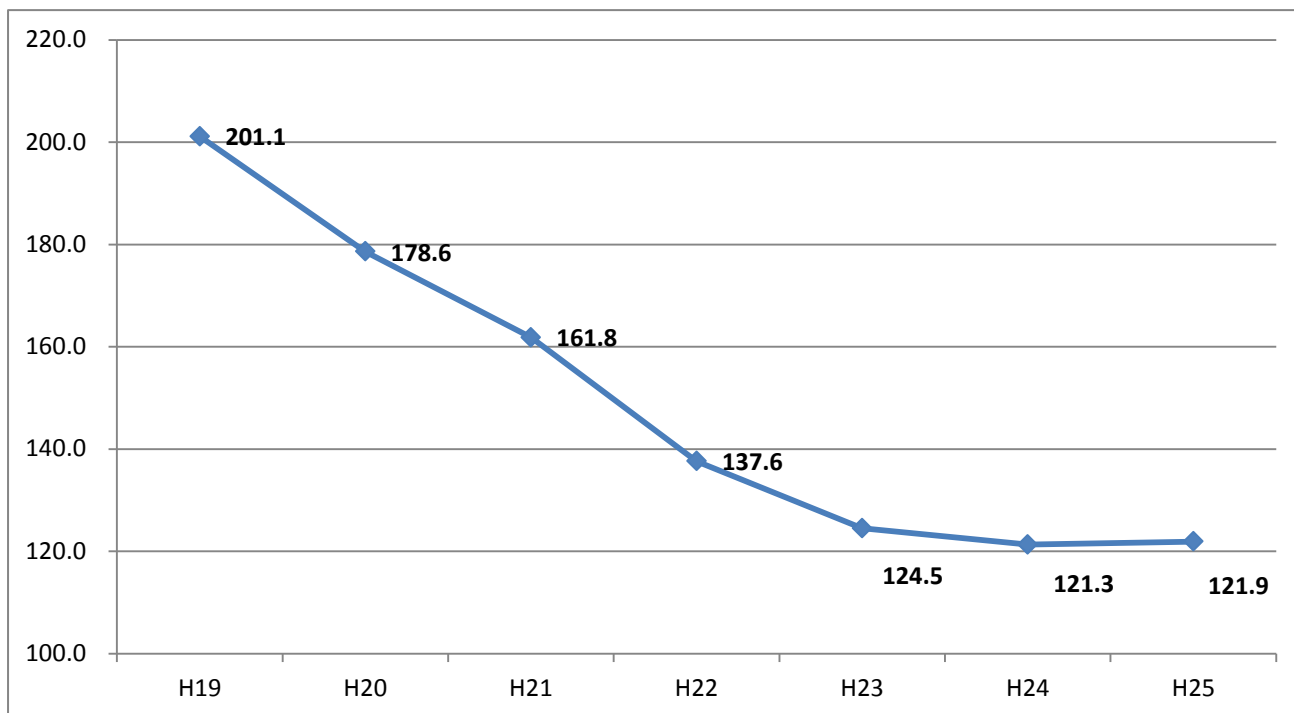
算定団体における実質的な公債費（地方債元利償還金、公営企業債に対する操出金（準元利償還金）、債務負担行為実行額、一時借入金利子など）の負担が標準的な収入に対してどの程度あるのかを示す財政指標で、18.0%を超えると地方債の発行に知事の許可が必要になるほか、25.0%を超えると早期健全化団体、35.0%を超えると財政再生団体となり、国等の勧告を受け早期健全化または財政再建に取り組むこととなります。

甲州市では、17年度決算で20.1%と一定基準の18.0%を超えたことから公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担の軽減に努めてきました。25年度決算の比率は、前年度と増減なしの13.7%となりましたが、まだまだ高い比率といえます。

合併以後、甲州市では、有利な地方債である合併特例債を中心に借入れを行っていることから、実質公債比率は、市債発行額に反比例し減少しています。この有利な地方債が、数年後には、発行ができなくなることから、比率の上昇は避けられず、今後は、建設事業の選択実施等により、借入れの抑制を図る必要があります。

●将来負担比率の推移

(文章は今後作成)



将来負担比率は、財政健全化法の施行により、平成19年度決算から導入された財政指標です。

地方公共団体が将来負担しなければならない実質的な負債の総額が、算定団体の標準的な収入に対してどの程度あるのかを示す財政指標になります。

実質公債費比率と異なり、財政再生基準は、ありませんが、早期健全化基準のみが設定されており、350.0%を超えると早期健全化団体となり、国等の勧告を受け早期健全化に取り組むこととなります。

甲州市では、算定初年度の19年度決算において201.1%と比較的高い比率を示しましたが、財政健全化に向けた各種取組を強力に推進したことによって、比率は、毎年度減少していましたが、25年度決算では雪害対策等に一般財源を充当しなければならないため、財政調整基金への積み立てができなくなったことから、前年度に比べて0.6%ポイント増の121.9%となりました。

3. 職員定員管理

甲州市では、平成 18 年に作成した集中改革プランにより、職員数の適正な定員管理に努め、合併協議会における職員採用基本方針「退職者の 3 分の 2 以下採用」を「退職者数の 2 分の 1 以下採用」に改め、合併前に計画していた予定を上回る目標を設定しました。その結果、合併直後の平成 18 年度の 427 名から平成 22 年度には職員数が 373 名となり、54 名の職員数の減となりました。

続く第二次行政改革大綱では、「量より質の改革」とのコンセプトを中心に取組、具体的な数値目標にのみとらわれることなく質的な面における向上を目指しました。このため職員数の目標の設定は行わず、平成 26 年 4 月 1 日では、371 名になりました。

第 3 次行政改革大綱においては、集中改革プランによる適正化直後の職員数 373 名を越えない範囲での職員数の維持を行うことを目標に退職者数と同数を採用する目標を設定します。

第 1 次行政改革大綱、集中改革プラン

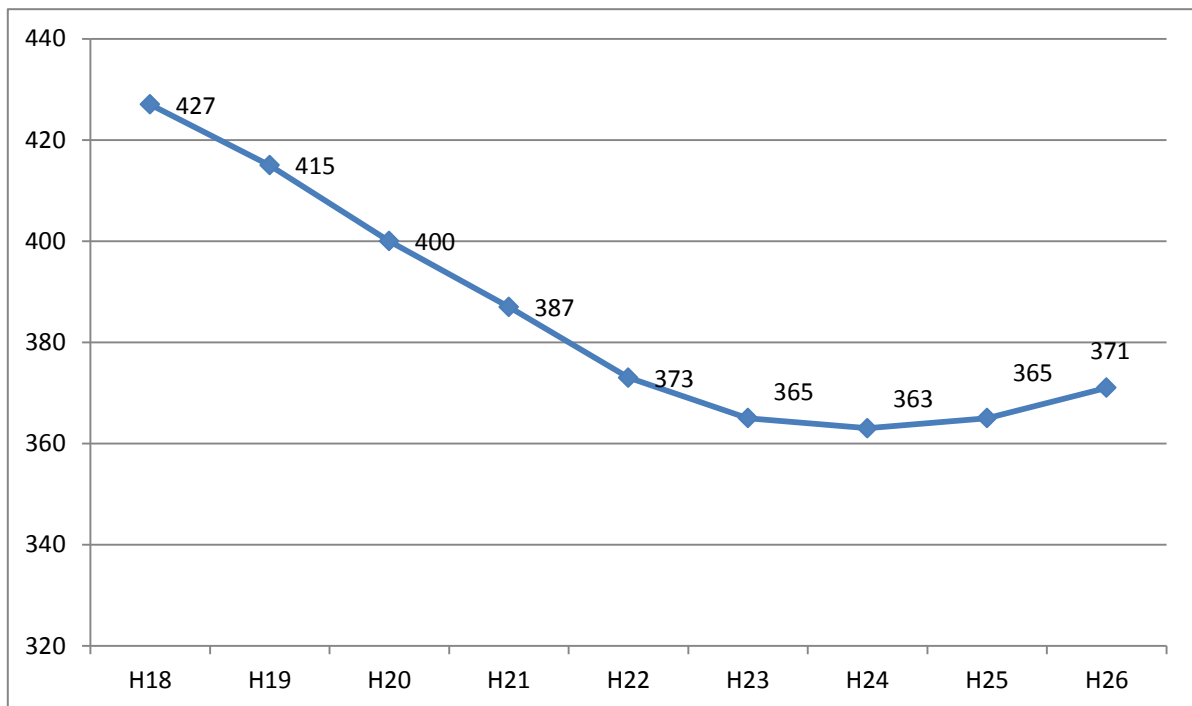
年度	H18	H19	H20	H21	H22
職員数	427	415	400	387	373
目標人数	427	418	409	401	390

第 2 次行政改革大綱

年度	H23	H24	H25	H26
職員数	365	363	365	371
目標人数	376	-	-	-

第 3 次行政改革大綱

第 1 次行政改革大綱および集中改革プラン作成時の取組による最終的な目標数であった 373 人を超えない範囲で毎年退職者数に対して採用を行っていくこととする。



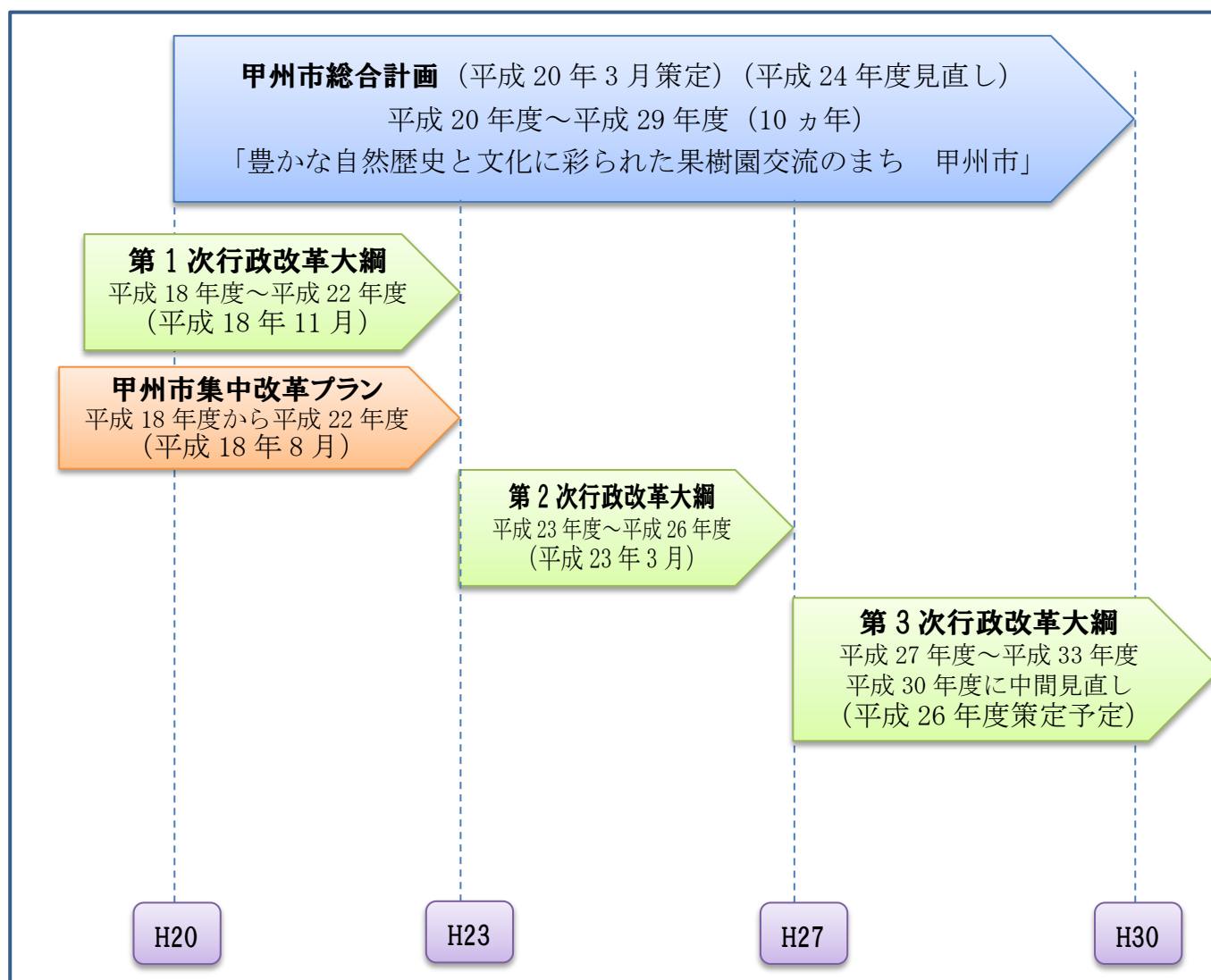
II これまでの行政改革の取組

1. 総合計画とこれまでの行政改革の取組

甲州市ではこれまで、行政の効率化と財政の健全化を基本に、平成18年8月には「集中改革プラン」（平成18年度～22年度）を、18年11月には、「第1次行政改革大綱」（平成18年度～22年度）を策定しました。

その後、平成20年3月に「甲州市総合計画」が策定され、この総合計画を反映する中で、平成23年3月には「第2次行政改革大綱」（平成23年度～平成26年度）を策定し行政改革に取り組んでまいりました。

第3次行政改革大綱については、平成27年度から平成33年度（合併支援の特例措置がなくなり交付税の段階的減額が終了する年度までの期間）までの7ヵ年とし、平成30年度に中間見直しを行います。



2. 第二次行政改革大綱の取組

◎市民の納得度が高まる質の高い行政改革

- ◆お客様アンケートの実施・分析
- ◆情報の共有化
- ◆接遇マニュアルの実践
- ◆各種相談窓口の充実
- ◆指定管理者制度の充実

など **計 18 施策**

◎経営の視点に基づく行財政運営

- ◆事務事業評価による業務改善
- ◆ふるさと納税増加への取組
- ◆公共交通の再編
- ◆財政状況等のわかりやすい公開
- ◆地域総合局のあり方の検討
- ◆市税等のさらなる収納率向上

など **計 48 施策**

◎職員の意識改革

- ◆職員研修の充実・多様化
- ◆職員の適正配置
- ◆職員が講師となった研修会の開催
- ◆市民にとってわかりやすく利用しやすい組織機構
- ◆プロジェクトチーム・自主研究会の活用
- ◆業務改善運動・職員提案制度の推進

など **計 12 施策**

◎市民との連携、協働によるまちづくり

- ◆子育て支援・高齢者福祉サービスの充実
- ◆定住人口・交流人口増加策の検討
- ◆甲州市景観計画の策定
- ◆インターネットを活用した情報発信
- ◆市長トップセールの実施
- ◆シティセールスの推進

など **計 34 施策**

Ⅲ 行政改革の基本方針

1. 基本方針

第三次行政改革の目的は、第二次行政改革と同様、市民協働の推進（協働）、職員のスキルアップ（成果）、業務改善（効率）、健全財政の維持（安心）です。

これまでの取組を今後も継続し、市民の視点で納得度の高い、質の高いサービスを提供するとともに、住民の福祉の増進に努めるという地方自治の基本原則に則り、市民の誰もが将来に夢と希望をもち、安心して住み続けることができる甲州市を実現してまいります。

第三次行政改革の基本方針として、第二次行政改革の理念と同様「協働・成果・効率・安心」を掲げ、行政改革の一層の推進を目指します。

2. 協働・成果・効率・安心とは

(1) 協働（市民協働の推進）

多様化する行政需要、市民ニーズに対応するため、「行政サービスは行政が担う」という、従来の考え方では、対処できない課題も増えてきました。地域の課題を効果的・効率的に解決する分権型社会への転換を図るためにも、公共的団体、NPO、民間企業、大学機関等と行政とがパートナーシップを強化し、市民と行政が共通の目的を共有し、それぞれの役割、責任を理解し協力していくなかで「改革」への取り組みを推進していく必要があります。

甲州市では、平成23年4月に、「次代へつなぐ元気な甲州（まち）への道標甲州市協働のまちづくりを進める基本方針」を策定し、平成24年度からは、「市民提案型協働のまちづくり支援（補助金交付）制度事業」を創設し、一層の市民協働を推進しています。この事業では、平成24年度には2件、平成25年度には3件の事業が実現いたしました。今後とも、地域の活力をいかした取り組みを市民の皆さんとともに進めていきます。

(2) 成果（職員のスキルアップ）

地方分権改革の進展や市民ニーズの多様化・複雑化に伴って、市役所職員の果たすべき役割は重要度を増すとともに、取り組むべき新たな課題が増加しています。このような状況の中、甲州市役所の人的資源を最大限に活用するため、高いモチベーションを維持しながら、倫理観・責任感をもち仕事に取り組める環境づくりに努めなければなりません。また職員定数については、類似団体などを参考に適正な職員数となるよう計画を策定するとともに、市民サービスの水準を落とすことなく、職員研修などによる職務能力の向上に努めます。

職員自らによる改革改善を促進するため、組織内のコミュニケーションを大切にするとともに、所属課を超えた職員、特に若手職員による自主研究グループへの支援や、提案を実現できる組織文化の醸成に努めるとともに、市長と職員が気軽に意見交換ができる場を積極的に設置します。

また、課長職については、その意識や姿勢、指導力が、組織全体に与える影響が大きいことから、課長の登用にあたっては、企画立案能力、法務能力、財務能力、人事マネジメント能力について研修を奨励し、将来的には、課長登用試験を設け適切な人材の配置に努めます。また、リーダー担当職員についても、同様に企画、法務、財務、マネジメントの能力育成のため研修の受講を奨励するとともに気軽に職務上の悩みが相談できるような制度を創設します。

(3) 効率（業務改善）

事務事業を効率・効果的に進めるためには、創意・工夫しながら、限られた予算や人員の中で、最大の成果を上げることが大切です。事務事業評価による業務改善については、定着してきていますが、事務事業への反映などにおいて更なる改善が必要です。今後も、実効性のある事務改善を推進するとともに、質の高い行政サービスを目指し事務事業の見直しを実施していきます。また、行政の役割や担うべき範囲を見直し、行政サービスの水準を維持しながら、今後も指定管理者制度や民間委託を推進してまいります。すでに指定管理制度を導入している施設についても、サービスの提供が適正に行われているか、また収益性が確保されているか等の視点から検証を行い、事業の実施者としての市の関与を強化します。また、デマンドバスを含めた公共交通システムについては、地域の実情に適したサービス体系の構築を図っていきます。

(4) 安心（健全財政の維持）

行政改革の目的は、最少の経費で最大の効果をあげ、住民の福祉の増進に努めるという地方自治運営の基本原則に基づき、市民が夢と希望をもち、安心して住み続けたいと思う甲州市の実現です。その安心をもたらす市政運営には健全な財政運営が必要不可欠となります。

市税や地方交付税、また平成27年には、合併から10年が経過するなか、合併支援の特例措置の段階的な縮減がされ、地方交付税が減額されていくなど、今後も、厳しい財政状況が予測されます。

今後とも、市税の公平公正の観点からも収納課を中心に滞納整理を継続し、収納率向上の取組を行います。

自主財源の確保の面では、市が保有する広告媒体や、現在活用していない手法なども含め、広告収入の更なる増加について努力を行ってまいります。また、ふるさと納税制度についても、インターネットの活用により、平成26年度から導入したクレジットカード支払いに加え、各種の納付方法を拡充し、様々なイベントなどで周知を図る等、さらなる寄附金の確保に努めます。

歳出の大きな割合を占める人件費の抑制は、今後も行政改革推進の観点から必要であることから、長期的な視点に立った定員適正化計画を策定し、計画的に適正な職員数の実現を、行政サービスとのバランスを考慮し実施してまいります。また、人口減少に対処するため、定住促進策について、平成26年度に人口対策室を設置し、全庁的に取り組んでまいります。

事務事業評価を通じ、業務改善とともに費用対効果を十分検証し、経費の節減につながる改善を継続していきます。また市単独の補助金については、その性質を精査し、必要性の面からの検証を行ってまいります。

IV 改革の進め方

1. 推進体制と取組の姿勢

市長を本部長とする甲州市行政改革推進本部が中心となり、全庁一体となって推進するとともに、直接市民と接していて、最も改革の必要性を認識している職員一人ひとりが、日々の業務の中で責任を持ち、努力を重ねて改革に取り組んでまいります。

また、新たな改革項目の取組を含めて、職員数や行政コストの削減が中心の量的な行政改革はもとより、市民や社会のニーズ・サービスを的確に把握し、限られた財源で効果的かどうかといった質的な改革も推進します。

(1) 庁内の推進組織

① 行政改革推進本部

市長・副市長・教育長・庁議構成課長等により組織し、次の事項を所掌します。

- ア 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること
- イ 行政改革実施計画に関すること
- ウ 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること

② 行政改革推進本部 専門部会

課長により組織し、本部会議所掌事務の推進と専門的事項の調査検討を行います。

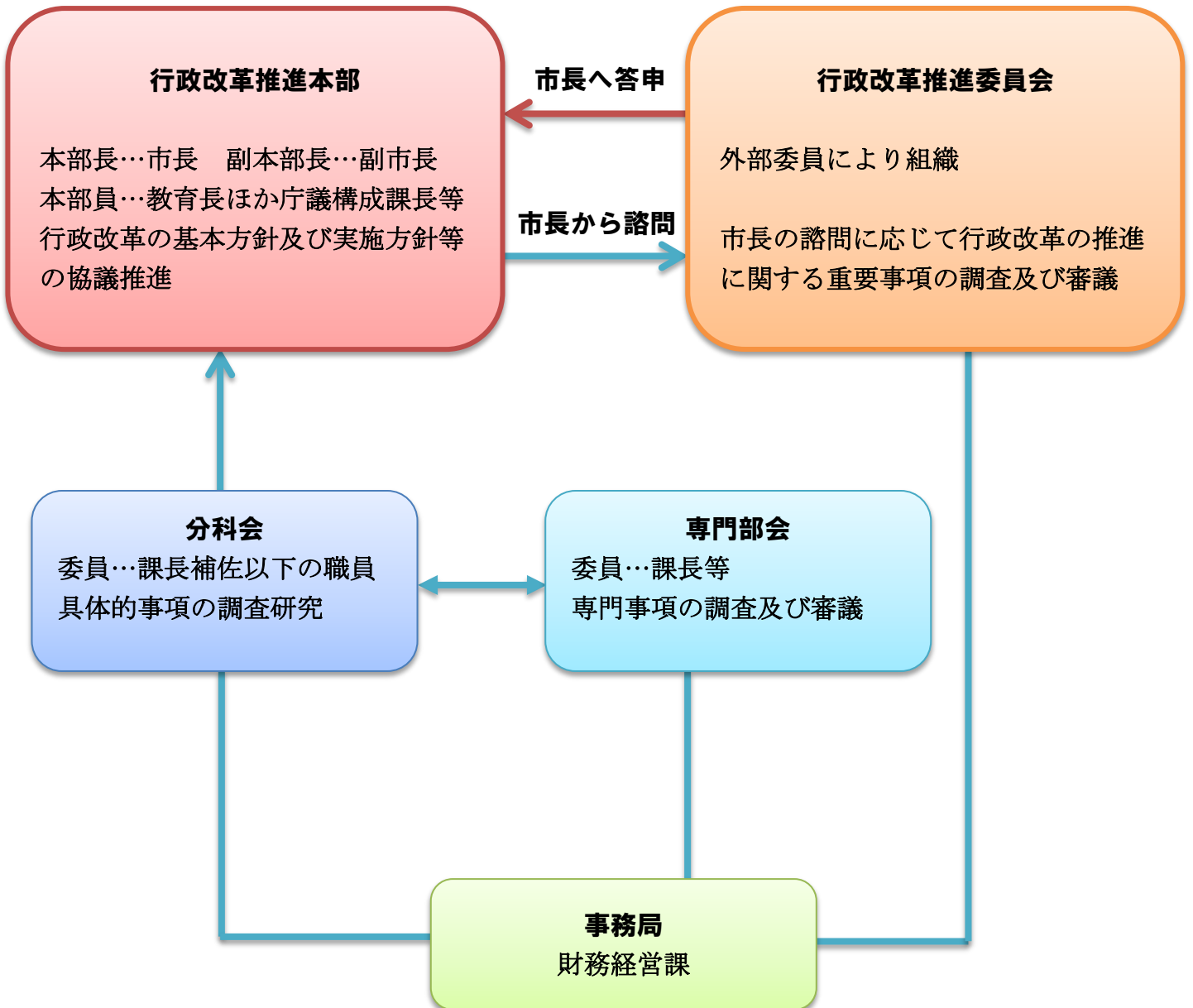
③ 行政改革推進本部 分科会

庁内職員の中から本部長が指名及び募集に応じた職員により組織し、行政改革推進に関する基本的事項の調査検討を行います。

(2) 民間委員による検討組織

甲州市行政改革推進委員会を設置し、行政改革の推進に市民の意見を反映させます。行政改革推進委員会は市民、有識者により構成し、行政改革大綱等の策定及び行政運営の見直し、第三者評価等の行政改革の推進に関する提言等を行います。

甲州市行政改革推進体制図



2 . 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成33年度（2021年度）までの7年間とし、中間年である平成30年度に中間見直しを行います。

3 . 実施計画の策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、大綱の取組期間にわたる実施計画で改革の内容、数値目標を定めて、その達成に向け取り組みます。

V 行政改革の内容

基本的な考えと取組に基づき、今後実施する行政改革推進のための重点項目を体系的に明らかにします。

1

協働（市民協働の推進）

(1) 市民と市政との情報の共有化

① 電子化・情報化の推進

○各種申請・届出のオンライン化を今後も継続するとともに、ツイッター、フェイスブックなどのSNSの活用も含め、防災・防犯などの情報サービスの提供を進めます。**（継続）**

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、広く利用されているサービスにツイッターやフェイスブックがあり、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や、居住地域、出身校、また、「友人の友人」といった、つながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

② 情報の共有化

○市政に関する情報を市民がいつでも閲覧できるように、ホームページ等の充実を図り、行政の考え方が見える広報に努めます。また、オープンデータ（公共施設の位置情報、AEDの位置情報、文化財、観光施設の写真等について）の活用、提供について研究を行います。**（継続）**

※オープンデータ：行政が保有している公共データを二次利用可能なルールで公開し、市民や企業等が自由に編集、加工を行い、利活用できる取組のこと。その効果として、市民生活の利便性向上や新たなビジネスの創出等が期待されるもの。

(2) 市民と行政の協働に基づく行政サービスの充実

① 協働に関する指針に沿った推進

○平成23年4月策定の「次代へつなぐ元気な甲州（まち）への道標甲州市協働のまちづくりを進める基本方針」の「協働に関する指針」に沿って、市と市民・ボランティア団体・事業者等との協働によるまちづくりを推進し、市民自らの意思によりまちづくりに参画する意識の醸成を図ります。また、市民との合意形成の仕組みづくりについて研究を進めます。**（継続）**

② 市民提案型協働のまちづくり事業の推進

○平成24年度創設の「市民提案型協働のまちづくり（補助金交付）事業」を推進し市民・ボランティア団体・事業者等との協働によるまちづくりの促進を一層図ります。**（新規）**

③ 行財政改革貢献型市民提案制度の創設

○市民から広く、行財政改革につながる事業や取組について提案を受けるための制度の創設を行います。**（新規）**

④ 広聴・広報活動の充実

- 市政情報の積極的な提供や公開を進めるとともに、市政出前懇談会などでの市民との対話を通じ、市民の意見、提案やニーズを把握し、市政に反映させます。また、年間の広報計画を年度当初に作成するとともに毎月の編集会議を行います。**(継続)**

(3) 男女共同参画の推進

① 「フルーティー夢プラン」(甲州市男女共同参画推進計画)に沿った推進

- 甲州市に住む誰もが、性別に関わりなく、互いの人権を尊重しつつ協力し合い、個性や能力を發揮し、かつ責任を分かち合い、豊かな人生を築くような活動を推進します。甲州市男女共同参画推進計画については、平成28年度を計画年度としているため、平成29年度以降の第2次計画について、着実に策定するとともに、男女共同参画に関する条例の制定に向け準備を進めます。**(継続)**

(4) 良好な生活環境・安らぎのある景観の整備

① 良好な環境・景観等の保持の取組

- 豊かな甲州市の自然環境や地域によって守られてきた景観・伝統や文化を次世代に引き継ぐため、景観条例を基に、行政と地域が協力して保全に取り組みます。また景観形成重点地区の指定に向けた業務を着実に進めます。**(継続)**

(5) 甲州市の魅力をもとに全国にPRする取り組みの促進

① 地域力の向上

- 地域力の向上のため、ブランド力の向上や地産地消、市民農園、遊休農地活用、コミュニティビジネス、市民提案型事業などの地域おこし施策を推進します。

(継続)

② 甲州市の魅力や特性のPRの促進

- 甲州市の地域資源を活用し、首都圏等からの来訪者や二地域居住を促進し、移住希望者が地域に溶け込めるための協力者として、定住相談員などの設置を含め、交流人口や定住人口の増加に努めます。また、特に若い世代の家庭増加につながる取組を検討・実施していきます。**(継続)**

- トップセールスについては、継続して訪れることによる信頼感の醸成が最も重要となることから、今後も甲州市のPRと経済活性化に向けて、市長のトップセールスを継続します。**(継続)**

- 甲州市魅力発信事業を通じ、甲州市の魅力を県内外に若手職員を中心に積極的にアピールするとともに定住促進へつなげます。**(新規)**

○大学や企業、各種団体との連携によるまちづくりの推進や地域経済の活性化などを目指します。

(新規)

③ **インターネットを活用した地域情報発信**

○インターネットを利用し、全国に向けてホームページ、SNSを活用し、甲州市の魅力を適時に発信するなどの広報活動に力を入れて行きます。(継続)

2

成果（職員の意識改革）

(1) 組織・機構の見直し

① 時代に即応した組織体制の整備

- 従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目的に基づき、効率的・効果的に事務事業を処理し得る、市民の視点に立った弾力的組織を目指します。（**継続**）
- 勝沼支所、大和支所については、住民の視点に立ち、幅広い要望に対応できるよう、業務内容の見直しを行います。また、将来的なあり方について検討します。（**新規**）
- 指定管理者制度、業務委託実施、移管事務などを勘案し、人事面での有効な配置を行い、異業務に携わる職員については、必要な研修を行うとともに、定期的なフォローアップを行います。（**新規**）
- 時間外勤務や、業務量のバラつきを解消するために、各課の業務量及び繁忙期を把握し、可能な限り柔軟な人的配置を行える仕組みについて検討を行います。またフレックスタイム制の導入可能性について研究します。（**新規**）
- 時間外勤務の多い職員や担当部署について実態調査を行うとともに、ノー残業デー実施の徹底を行うとともに、時間外勤務の縮減に向けた取組を行います。（**新規**）
- 再任用職員が活躍できる仕組みづくりについて検討を行います。経験豊富な再任用職員の活用について、各課に必要性を確認するとともに、その経験が十分に発揮されるよう、効果的配置を行います。（**新規**）

② 定員管理・給与体系の適正化

- 正規職員については平成26年度の職員数を基準とし、この人数を超えない範囲での新規採用に努めるとともに、指定管理者制度導入および民間委託等により、再配置となる職員を効果的に配置し、地方公務員法第22条に基づく臨時職員については、削減を進めます。（**新規**）
- 再任用職員については、今後、増加が想定されることから、将来的な退職予定者について再任用の希望調査を行うとともに、再任用職員の効果的な配置を進めます。（**新規**）

(2) 職員の資質向上

① 職員全体のレベルアップ

- 先輩職員を講師とした研修や外部講師を招いた庁内研修をはじめとして、山梨県市町村職員研修所等で様々な研修に参加することを奨励し、能力の向上や日々の業務への応用力を養います。（**継続**）

② 幅広い行政能力・専門知識の習得

- 職員の創造的能力の向上、市民サービスの向上や職場の活性化を図るため、「職員グループの自主研究会」活動の支援を継続し、自主的な研修の取組を奨励します。（**継続**）

○採用後3年間を重点育成機関と位置づけ、新規採用職員等の相談役となる職員の配置を行い、日常業務を通じた、人材育成の推進と職員の精神的な安定を目指します。**(新規)**

③ 意欲を持ち、市民に信頼される職員の育成

○職員が自らの仕事・心構えを見直し、市民に信頼される職員を目指します。職員の積極性が反映される人事システムの検討を行います。**(新規・継続)**

④ 人材育成の推進

○次年度の人事異動方針について次年度の組織体制や新規事業などを考慮した「人事異動方針」として策定し庁内に周知するとともに、人事異動希望調査時の参考とします。**(新規)**

○若手職員に窓口業務部門、事業部門、内部管理部門などの異なった複数の部署を計画的に経験させる、ジョブローテーションの確立を目指します。**(新規)**

○若手職員のキャリア形成に対する意識向上のため、将来を見据えたキャリアプラン作成ための研修会の実施や職場情報のデータベース化を行い、キャリアプラン作成の支援を行います。

(新規)

(3) 人事評価制度の確立

① 人事評価制度の取組の推進

○人事評価制度については、業務の目標を明らかにし、成果に基づく評価基準を明確にし、職員の仕事に取り組む意欲を高めるようにします。**(継続)**

○課長職の登用にあたっては、実務能力、マネジメント能力を判断し、適正に登用が図られるよう試験を実施するなどの制度の検討を行います。またリーダーを担当する職員については、条例、予算、人事マネジメントなどの研修を受講するとともに、業務上の疑問、悩みなどについて相談できる制度などの創設を行います。**(新規)**

○効率的で円滑な職場体制の構築を目指し、本人の希望による降任制度を導入します。**(新規)**

(1) 市役所窓口における接遇等のさらなる向上

① わかりやすく、早く、やさしい窓口対応の推進

- 住民の視点に立った、親切かつ満足度が高い対応に心がけ、待ち時間の短縮、事務手続きの簡素化、迅速化に努めます。（**継続・新規**）

(2) 指定管理者制度、民間委託等の推進

① 指定管理者制度の活用

- 公の施設の適正な管理・サービス向上と管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に活用します。市民文化会館、ふれあいの森総合公園等において検討を行います。（**継続・新規**）

② 民間委託等の推進

- 事務事業の再点検を行い、行政サービスの向上、効率化が図られる事業については、費用対効果等を勘案し民間委託を推進します。給食センター、証明書発行業務（市民課等）などにおいて検討を行います。（**継続・新規**）

(3) 事務事業の見直し

① 事務事業評価シートによる業務改善

- 事務事業評価・政策評価による業務改善を進め、迅速で効率的な事業の実施を図ります。（**継続**）
- 制度改正等に伴う、新規発生の事務処理に関するシステムについては、エクセル、アクセスなど汎用性の高いアプリケーションを使用し、庁舎内で簡易なシステムが構築できるような人材の獲得、育成を目指します。（**新規**）
- 日常業務における情報システムの活用が重要度を増し、その運用コストも財政負担が大きなものとなっています。各自治体が使用しているシステムについては、共通で使用することが可能なもの多くあるため、周辺市町村あるいは県内市町村とともに共同運用、共同開発が行えるよう、検討します。（**新規**）
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、着実に導入を図るとともに独自利用について研究し、市民サービスの拡充が行える体制の整備を行います。（**新規**）
- 事務事業について、若手職員を中心に内容確認を行うとともに、若手職員の柔軟な発想を提示できる庁内環境を整備するとともに、提案された事業、改善策について幹部職員等が検討を行う制度の構築を行います。（**新規**）
- 文書管理に関して、ファイリングシステムを積極的に活用し、新人職員等を対象に毎年度、研修会を行うとともに、電子決裁システムの導入を検討し、個人に依存しない文書管理手法を確立していきます。（**新規**）

- 普通建設事業については、長期的視点に立ち、将来的負担を考慮するなかで事業実施の判断を行います。事業採択にあたっての判断基準を制定するとともに、土地改良事業賦課金の扱いについての運用ルールの明確化を行います。**(新規)**
- 印刷物で広報に織り込んでいるものや、各種パンフレットなどで配布残数の多いもの、また周知効果の薄いもの、役割を達成したものについて、検討を行い、廃止、統合を行います。また新規で作成するパンフレット等については、事前に政策秘書課と協議を行います。**(新規)**
- 紙資源の有効活用を目指し、使用済みのコピー用紙の裏面の活用等の取組を推進し、不必要な印刷の抑制を進め紙資源の節約に努めます。**(新規)**

- デマンドバスを含めた公共交通システムについては、地域の実情に適したサービス体系の構築を図ります。**(新規)**
- 市所有の施設の屋根部分で支障のない箇所について太陽光発電用地として貸し出しを検討し経常経費の削減を目指します。**(新規)**
- 前納報奨金について、税収の早期確保や納税意欲の高揚などを目的として創設された制度ですが、社会状況の変化や、納税者のご理解ご協力により自主納付が浸透してきたことや、公平性の観点から平成27年度を目途に、廃止します。**(新規)**
- 定住促進住宅の入居者増加について、先進地などを参考に取組を行います。**(新規)**
- 一括購入物品について、月初め等に在庫状況を庁内に周知するとともに、事務用品について、年度当初等に余剰物品を持ち寄り共有するなど不必要な物品の購入を抑制する仕組みについて研究と実施を行います。**(新規)**
- 活用頻度の高くない電気機器（プロジェクター等）についてその所有する課の一覧表を作成するとともに、共有可能とする仕組みづくりと徹底を行います。**(新規)**
- 公共施設の照明についてLED化を行うことにより財政的な効果が見込まれるか検討します。**(新規)**
- 消防団については、隣接する部あるいは分団内において統合が可能か検討を進めます。**(新規)**

4

安心（健全財政の維持）

(1) 公共施設マネジメントの推進

① 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設等総合管理計画の策定を進め、公共施設のあり方について、長期的視点に立ち、地域的な配置、財政状況を勘案する中で適正な配置および整備を行います。施設の新設にあたっては、既存の公共施設との機能分担を考慮するなかで判断を行います。（新規）

(2) 新しい財源の検討

① 新しい財源の検討

- 市民文化会館などにおいて、収益性の高いイベントの実施や企業とのタイアップを行い、事業収益の増加を目指します。定期的な連絡調整会議を立ち上げるとともに、利用者増加に向けた広報等の手法の検討を行います。（新規）
- 指定管理を行っている各施設において、事業収益の増収を目指し、連絡調整会議を開催するとともに来場者の増加に向けた広報等の手法の検討を行います。（新規）
- 広告収入の拡大を目指し、広告収入を確保する手法の検討や、公用車のラッピング広告などの広告媒体の拡充に向け検討を進めます。また公共施設の命名権、道路の命名権などのネーミングライツの活用が可能か検討を行います。（新規）
- ふるさと納税制度についてはインターネットの活用により、平成26年度から導入したクレジットカード支払いに加え、各種の納付方法検討するとともに、特産品の拡充を行い、様々なイベントなどで周知を図る等、さらなる寄附金の増加を目指します。（新規）

(3) 適正な債権管理の推進

① 各種税金の収納率の維持および向上

- 税負担の公平性や税収入の安定確保の観点から取り組んできた収納率の向上については、一定の水準に達しているため、この収納率の維持と向上に努めます。また、税金の用途を市の広報などに掲載するとともに滞納整理の状況も継続して掲載し、納税意識の啓発と向上に努めます。（継続）

② 未収金の解消

- 市営住宅家賃、上下水道料、保育料なども、納入指導、訪問等を行い、未収金の縮減に取り組むとともに、市税徴収のノウハウを各種債権の徴収に応用し、税以外の公債権、私債権についても職員が支払督促などの法的措置などを行えるよう連携を図ります。また、連帯保証人および保証人への徴収・催告についても積極的に行います。（新規・継続）

(4) 外郭団体等の見直し

① 社会福祉協議会の経営の見直し

- 社会福祉協議会の経営について、収益性のある事業の導入を含め、経営の見直しが行えるよう支援を行います。(新規)

② 外郭団体（社会福祉協議会等）への職員派遣の見直し

- 社会福祉協議会等へ職員派遣を行っていますが、ヒアリング調査を行い、必要人員の把握を行い、可能な範囲で縮減を検討し、将来的には派遣の廃止を検討します。(新規)

③ 土地開発公社の廃止

- 平成32年度の土地開発公社の廃止を目指し、必要な法制面、財政面の整備を着実に進めます。(新規)

(5) 経費節減等による健全な財政運営

① 財政の効率化・健全化

- 中長期財政計画を定め、各種財政指標に数値目標を設定し、的確な財政運営を行います。財政情報については、わかりやすく公表します。(継続)

② 経常経費の節減

- 歳出の抑制を図るため、事務処理コストをはじめ経常経費の節減に努めます。(継続)

③ 補助金及び負担金の見直し

- 現在ある補助金および負担金について、その必要性を判断し、縮減および削減が可能か検討します。また3年毎の見直しサイクルの確立を目指します。(新規)

(6) 特別会計等の経営健全化

① 効率的運営と透明性の確保

- 特別会計の事業ごとに今後の事業のあり方、方向性を見極めながら経営改善・効率化に努めます。(継続)
- 経営状況、財政状況の透明性を向上させます。(継続)

② 水道事業

- 衛生・安全に配慮しつつ、コスト削減に取り組み、より一層計画的、効率的な事業運営を図ります。(継続)
- 水道使用料については、維持管理費等の必要経費を考慮するなかで、定期的な見直しを検討するとともに収納率の維持、向上を図ります。(新規)

③ 下水道事業

- 地域性や生活環境を考慮し、事業内容・計画等を総合的に見直し、合併浄化槽の活用も含め総合的な生活排水処理を行います。**(継続)**
- 下水道の供用開始後、早期加入による利用促進を図ります。**(継続)**
- 下水道の使用料金については、維持管理費等の必要経費を考慮するなかで、定期的な見直しを検討します。**(新規)**

④ 病院事業

- 地域の医療を担う病院として、民間活力による更なる医療サービスの向上と診察機能の充実に努めます。**(継続)**

⑤ ぶどうの丘事業

- 企業の健全経営の側面から利益を追求しつつ、地域情報の発信、観光の拠点として引き続き産業振興に貢献するよう努力していきます。**(継続)**
- 経営健全化計画の策定を行うとともに、健全経営体制の構築へ向け取り組みを行います。**(新規)**

⑥ 国民健康保険事業

- 国民健康保険事業をより安定的に運営していくため、訪問指導や疾病予防教室の実施など様々な事業に取り組みます。**(継続)**
- 「国民健康保険税滞納者対策実施要領」に沿って、滞納者の減少に努めます。**(継続)**
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進について通知を行うとともにレセプトデータをもとに保健指導を行い、適正な受診について勧奨を行います。**(新規)**
- 平29年度に予定されている国民健康保険事業の山梨県域保険者一元化について、関連部署と連携を取る中で、システム整備などの業務が滞りなく推進できる体制を構築し、計画的に移管業務を進展します。**(新規)**

⑦ 介護保険事業

- 高齢者が要介護状態とならず、住みなれた地域で安心して生活できるよう介護予防事業等に取り組むことで、介護給付費増加を抑制します。**(継続)**

⑧ 訪問看護事業

- 引き続き安定した運営を行い、高齢者などが住みなれた地域や家庭で療養できるよう支援します。**(継続)**
- 訪問看護のさらなる充実を図るため、民営化も含め、事業のあり方の検討を行います。**(新規)**

平成27年3月27日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市行政改革推進委員会 答申

甲州市行政改革推進委員会
会長 丸山 正 次



平成26年10月2日に市長から諮問をうけました2点のうち、第3次甲州市行政改革大綱の件につきましては、市より提案のあった「第3次甲州市行政改革大綱」の原案を中心に、本委員会において、活発かつ精力的な議論、審議を重ねてまいりました。その結果、「第3次行政改革大綱」および大綱に基づく実施プランである、「甲州市行政改革推進プログラム（平成27年度から平成33年度）」に委員会での審議内容が概ね反映されました。

この「第三次甲州市行政改革大綱」および「行政改革推進プログラム」は、今後の行財政運営の骨格をなすものであり、この取組については、市民の視点に立ち、改革がいつそう推進され、甲州市のますますの発展に繋がることを強く期待し、次のとおり委員会として答申いたします。

記

1. 第三次行政改革大綱に基づく、行政改革を着実に推進するために、PDCAサイクルなどの行政評価手法を継続的に実施し、毎年度において、中間評価、年度評価を行ったうえで、次年度の実施計画へ反映させてください。また、各種制度改正および進捗状況等を踏まえ、平成30年度には中間見直しを、必ず行ってください。
2. 行政改革において、職員の意識は非常に重要なものとなっています。従来の前例踏襲型の取組ではなく、新たな課題の発見を、改善点を見つけ出し、一人ひとりの職員が行政改革の意識を高めなければなりません。そのための職員の育成を計画的に進めるほか、その能力が発揮される環境づくりに努めてください。
3. 平成27年には、合併から10年を迎え、合併支援の特例措置が、段階的に縮減され平成33年度までには、本来の普通交付税の額となり、平成26年度と比較して、大幅な減収となります。このことを全庁的に常に意識し、改革の歩みを緩めることなく、危機感とスピードをもって改革に取り組んでください。
4. 指定管理者制度や民間委託については、財政上の効果が大きく望めることから、大綱案、推進プログラムで示した施設、部署に関して、検討を行い、実施を進めるとともに、その他の施設、部署においても導入の可能性について研究を進めてください。

5. 行政改革において、財政面の削減努力は、大きな目標ではありますが、スリム化、効率化された行政資源を最大限に活用しつつ、市民のニーズに合った、質の高い行政サービスを維持し、あるいは創出する努力も継続してください。
6. ふるさと納税制度や広告収入などの、新たな財源へ寄与が期待できる取組については、今後も、庁内全体で議論を深め、積極的に取り組んでください。特に、ふるさと納税の活用策については、市民の意見も反映しながら研究に努めてください。
7. 公共施設マネジメントについては、長期的な視点に立ち、地域的な配置、財政状況を勘案する中で適正な推進に心がけてください。
8. 市民と行政との「協働」を実現するための取組について、今後も、継続的に推進するとともに、市民との合意形成の仕組みづくりを研究し、市民からの行政改革に寄与することを想定した提案制度などを整備するなど、ますます協働を推進するよう努力してください。

甲州市行政改革推進委員会委員名簿

番号	氏名	役職	備考
1	丸山 正次	会長	山梨学院大学法学部 政治行政学科教授
2	細川 初彦	副会長	元甲州市役所勤務
3	大島 節子		元山梨県庁勤務
4	上矢 なぎさ		元甲州市商工会勤務 地域活動
5	瀧澤 美佐子		元小学校教諭
6	日原 佐徳		行政書士
7	坂野 さおり		子育て支援活動 在宅歯科衛生士
8	雨宮 信		元甲州市役所勤務
9	三枝 貴久子		人権擁護委員、農業
10	小澤 健太郎		日本青年会議所 山梨ブロック協議会会長

○甲州市行政改革推進本部設置要綱

平成 17 年 12 月 13 日

訓令第 17 号

第 1 条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、甲州市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること。
- (2) 行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること。

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、甲州市庁議等に関する規程(平成 22 年甲州市訓令第 2 号)第 3 条第 3 項に定める庁議を構成する者(市長及び副市長を除く。)をもって充てる。

第 4 条 本部長は、本部の会議を招集し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 本部員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、あらかじめ本部長に届け出なければならない。

第 6 条 行政改革大綱を全庁的に推進するため、本部に行政改革専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

第 7 条 行政改革大綱の具体的事項を検討し、及び実施するため、本部に行政改革分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

第8条 本部、専門部会、及び分科会の庶務は、財務経営課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日訓令第2号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月20日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の甲州市行政改革推進本部設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

甲州市行政改革推進本部（平成 26 年度）

氏 名	役 職	
田辺 篤	本部長	市長
雨宮 英司	副本部長	副市長
保坂 一仁	本部員	教育長
佐野 光成	本部員	ぶどうの丘事業管理者
菊島 浩一	本部員	会計管理者
古屋 拓巳	本部員	議会事務局長
藤枝 一雄	本部員	政策秘書課長
三森 齊	本部員	総務課長
武川 市雄	本部員	財政課長
高山 義一	本部員	勝沼支所長
広瀬 富雄	本部員	大和支所長
井上 愛子	本部員	健康増進課長
雨宮 敏明	本部員	教育総務課長
中村 正樹	本部員	産業振興課長
宮原 万	本部員	都市整備課長

甲州市行政改革推進本部（平成 27 年度）

氏 名	役 職	
田辺 篤	本部長	市長
雨宮 英司	副本部長	副市長
保坂 一仁	本部員	教育長
佐野 光成	本部員	ぶどうの丘事業管理者
雨宮 修	本部員	会計管理者
古屋 拓巳	本部員	議会事務局長
深沢 告	本部員	政策秘書課長
山中 宏	本部員	総務課長
三森 哲也	本部員	財務経営課長
土屋 武	本部員	勝沼支所長
石田 政輝	本部員	大和支所長
井上 愛子	本部員	健康増進課長
辻 勝弘	本部員	生涯学習課長
樋口 一重	本部員	観光交流課長
宮原 万	本部員	都市整備課長

第3次甲州市行政改革大綱策定までの経過

- 平成26年 7月28日 第1回甲州市行政改革推進本部会議
第3次行政改革大綱（案1）について、計画期間について
- 平成26年 8月 6日 第1回甲州市行政改革推進本部専門部会
第3次行政改革大綱（案1）について
- 平成26年 9月29日 第1回甲州市行政改革推進本部分科会全体会議
委員の選任、第3次行政改革大綱（案1）について、各分科会リーダー・サブリーダーの選任
- 平成26年10月 2日 第1回甲州市行政改革推進委員会
委員の委嘱、会長・副会長の選任、市長からの諮問、第3次行政改革大綱（案1）について
- ◎平成26年10月 2日 市長から甲州市行政改革推進委員会へ諮問

- 平成26年10月10日 第2回甲州市行政改革推進本部市民協働分科会
リーダー・サブリーダーの選任、第3次行政改革大綱（案1）について
- 平成26年10月16日 第2回甲州市行政改革推進本部公営企業分科会
第3次行政改革大綱（案1）について
- 平成26年10月21日 第2回甲州市行政改革推進本部行政経営分科会
第3次行政改革大綱（案1）について
- 平成26年11月 5日 第2回甲州市行政改革推進本部財政分科会
第3次行政改革大綱（案1）について
- 平成26年12月 5日 第2回甲州市行政改革推進委員会
甲州市役所における勤務形態区分について、行政改革推進プログラム（案）について
- 平成26年12月25日 第3回甲州市行政改革推進本部行政経営分科会
行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 1月 6日 第3回甲州市行政改革推進本部市民協働分科会
行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 1月16日 第3回甲州市行政改革推進本部財政分科会
行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 2月 2日 第2回甲州市行政改革推進本部会議
第3次行政改革大綱（案2）について、行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 2月 4日 第2回甲州市行政改革推進本部専門部会
第3次行政改革大綱（案2）について、行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 2月13日 第3回甲州市行政改革推進委員会
第3次行政改革大綱（案2）について、行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 3月27日 第4回甲州市行政改革推進委員会
第3次行政改革大綱（案3）について、行政改革推進プログラム（案）について
- ◎平成27年 3月27日 甲州市行政改革推進委員会から市長へ答申

- 平成27年 3月30日 第3回甲州市行政改革推進本部会議
第3次行政改革大綱（案3）について、行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 4月13日 第4回甲州市行政改革推進本部会議
第3次行政改革大綱（案4）について、行政改革推進プログラム（案）について
- 平成27年 5月18日 第5回甲州市行政改革推進本部会議
パブリックコメントの結果について